⑺　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定通知の日は令和６年４月１日（月）を予定する。
⑻　技術提案書のヒアリングを行う。
⑼　詳細は説明書による。
⑽　本業務については、基本契約を締結することを条件とする。なお、基本契約名及び有効期間は、下記の通りとする。
①　基本契約名　金沢支社管内　材料価格調査業務
②　基本契約の有効期間　令和６年８月１日から令和９年９月30日まで。

7　Summary
⑴　Subject matter of the contract : Construction material price survey (fiscal year 2024) : Kanazawa Branch area
⑵　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M., March 12, 2024
⑶　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M., May 16, 2024
⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : MORISHIMA Kiyoji, Director General of Kanazawa Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
⑸　Classification of the services to be procured : 42
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　The contact point for documentation relating to the proposal : Contract Division, General Affairs and Corporate Strategy Department, Kanazawa Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 170, Higashi, Kaminomachi, Kanazawa-shi, Ishikawa-ken, 920―0365, Japan, TEL 076―240―4935

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を結成し、支出負担行為担当官大阪航空局長が発注する下記の工事における競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該契約に係る令和６年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和６年３月１日

大阪航空局長　村田　　有

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

○阪空契第 2130 号

1　工事概要
⑴　工事件名　神戸航空交通管制部空気調和設備工事（電子入札及び電子契約対象案件）
⑵　工事内容　本工事は、以下空気調和設備等の更新を行うものである。
建物概要　神戸航空交通管制部庁舎　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上５階　地下１階
空調対象延床面積6,660㎡
①　中央熱源方式空気調和設備
・空冷式冷房専用チラー　１組（冷却能力998kW／組）
・空冷式冷暖兼用チラー　２組（冷却能力449kW／組、加熱能力220kW／組）
・ユニット形空気調和機　14台
・その他付帯設備　１式
②　空冷式パッケージ形空気調和設備
・空冷式パッケージ形空気調和機　11系統
・空調動力盤　10面
③　換気設備　１式
※上記に係る撤去、仮設、基礎、機器搬入据付、配管、ダクト設備、動力設備、自動制御設備、遠隔監視制御設備、監視設備、保温、塗装、総合運転調整の各工事。
※撤去品については、受注者処分とする。
⑶　工事場所　神戸航空交通管制部（兵庫県神戸市）
⑷　工期　契約締結日の翌平日から令和８年３月13日まで

2　資格審査申請書の受付期間　令和６年３月１日から令和６年４月２日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）までの間の９時00分から17時00分まで。ただし、最終日は14時00分までとする。なお、令和６年４月２日（休日を除く。）以降においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに当該共同企業体としての資格の認定を受けていなければならない。

3　申請の方法
⑴　担当部局　〒540―8559 大阪市中央区大手前３丁目１番41号大手前合同庁舎11階　国土交通省大阪航空局総務部契約課契約係　電話番号06―6937―2708
⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
電子調達システム
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/
調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク
電話番号0570―000―683（ナビダイヤル）
03―4332―7803（ＩＰ電話等をご利用の場合）
⑶　申請書の交付方法
交付方法
１）電子調達システムにより交付する。
２）やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記３⑴に問い合わせること。
⑷　申請書の提出場所及び方法　提出場所　３⑴に同じ。申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）することにより行うものとする。
①　４⑵③に規定する資格を有していることを証明するため、全ての構成員の資格決定通知書の写し
②　４⑶①から③までの要件を満たすことを判断できる各構成員の工事の施工実績を記載した書類
③　４⑺により締結した特定建設工事共同企業体協定書の写し
⑸　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　共同企業体としての資格及びその審査
⑴　構成員の数　構成員の数は２又は３社とする。
⑵　組合せ及び構成員の資格要件　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
②　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
③　令和５・６年度国土交通省一般（指名）競争参加資格のうち「管工事業」での認定を受けた大阪航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和４年10月３日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
④　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、③の再認定を受けている者を除く。
⑤　当該申請書の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け、空経第386号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。
⑥　警察当局から、国土交通省に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。